第1回 国立市介護保険運営協議会

平成27年5月18日(月)

【林会長】

こんばんは。定刻を過ぎましたので、第1回国立市介護保険運営協議会を始めたいと 思います。

まず、委嘱状の交付についてであります。3月31日に第1号被保険者からの委員1名と第2号被保険者からの委員1名が辞任となりましたので、追加の公募を行いました。第1号被保険者からの委員については後任の委員を選出いたしましたので、応募いただいた田村フミエさんでよろしいんですか。

【田村委員】

はい。

【林会長】

田村文榮さんに国立市より委嘱状を交付してもらいます。

【事務局】

それでは、これから委嘱状の交付を行わせていただきます。本来であれば、国立市長から委嘱状をお渡しするところでございますが、本日、都合がつきませんということで、健康福祉部長の藤崎より委嘱状を渡させていただきます。

そして、藤崎が4月からの健康福祉部長の拝命ということで、前任の雨宮が異動になりまして、後ほどその人事異動についてご報告させていただきます。

では、お願いいたします。

【藤崎部長】

委嘱状。田村文榮様。国立市介護保険運営協議会委員を委嘱します。委嘱期間は平成27年5月15日から平成28年3月4日まででございます。平成27年5月15日、国立市長、佐藤一夫。代読でございます。

よろしくお願いいたします。

【林会長】

田村様、どうぞ委嘱よろしくお願いします。

なお、第2号被保険者については現在公募中です。

ここで、資料の説明をお願いしたいと思うんですが、まず、本日、配られた資料があるかと思いますので、そちらの説明を事務局、お願いします。

【事務局】

それでは、今回、事前に送付させていただきました資料につきましては、分量のほとんどが第21回から24回まで、これは前期、第5期までのということなんですが、都合4回分の議事録になります。本来であれば、前回議事録を仕上げた形で次の会議に持ってくるというふうに取り扱っていたのですが、何分、23回、24回等、1週間の間に2回行う等、非常に議事が立て込んでおりましたので、申しわけございません、当時の協議会に間に合いませんでして、今回、まとめての議事録の提出ということになってしまいました。申しわけございませんでした。

今回は4回分で相当ボリュームが多うございますので、1週間前に送ったとはいえ、 皆様に全部お目を通していただくのはなかなか難しいというふうに思いますので、承認 につきましては、今日ということではなくて、次回、6月の運協でということで、それ までに気づいた点等ございましたら、事務局宛てに連絡をいただければと思っておりま す。

あと、そのほかの資料の説明をさせていただきます。資料ナンバーの1-1、高齢者支援課事務担当者名簿。そして、資料ナンバー1-2、高齢者支援課事務分掌。そして、資料ナンバー2-1、これは事業計画書の保険料に関する記述の部分のページの写しでございます。そして、資料ナンバー2-2、こちらは、答申案と書いてあるんですが、答申の、介護保険運協からの答申ということで出していただいたときの保険料の一覧表でございます。

そして、そのほかに、当日配付させていただきました資料がございます。申しわけございません。こちらのほうは資料番号はつけていないのですが、会議次第のほかに介護保険法の抜粋、そして、介護保険条例の抜粋、そして、介護保険運営協議会規則の全文。そして、円グラフになっております平成27年4月分新総合事業利用内容内訳というグラフになってございます。

以上が配付させていただいた資料になります。

この資料内容の説明はいかがいたしましょうか。

【林会長】

では、会議次第に沿ってやっていただけますか。

では、議事録については、今、お話がありましたけれども、本日、承認ということではなくて、次回の会議で承認を得たいと思いますので、ぜひその点を事務局までお願いします。

それでは、議事の3の高齢者支援課事務局の体制について。そうすると、あれが抜けてしまうんですね。そもそもこの介護保険がいかなるものかということを説明していただく必要があるので、それを先に、法律や条例等を通じてやっていただきましょうか。

【事務局】

それでは、本日、委嘱を受けて田村委員が初めての運協ということもございますので、 既に皆様は一度聞かれたこともあるかと思いますが、確認という意味で、今しばらくこ のルール関係の説明についてお耳を拝借いただければと思います。

まず、そもそもの介護保険運営協議会でございますけれども、こちらの介護保険運営協議会規則というプリントをごらんください。この規則は、国立市介護保険条例第18条の規定に基づき、国立市介護保険運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とするというふうにこの規則の第1条に書いてございます。

介護保険条例の第18条といいますのは、もう1枚抜粋で添付させていただいた介護保険条例をごらんいただきたいと思うんですが、介護保険運営協議会につきまして、国立市の介護保険条例で規定してございます。まず、第16条として、法――これは介護保険法のことでございますが――介護保険法第117条に規定する介護保険事業計画の策定及び評価並びに介護保険事業の運営その他の介護保険に関する事項を審議するため、国立市介護保険運営協議会を設置するとございます。この条例の第16条によりまして、この介護保険運営協議会が設置されているわけでございます。

そして、第17条として、運営協議会の委員の定数は14人とするとあります。

そして、第18条で、この条例に定めるもののほか、運営協議会に関し必要な事項は 規則で定めるとあります。ここの条文に基づいて、先ほど最初に見ていただきました介 護保険運営協議会の規則が制定されているということでございます。

では、介護保険法の117条というのがどういうことなのかと申しますと、もう1枚、 介護保険法の抜粋が添付されてございます。その介護保険法の第117条に、市町村が 定める介護保険事業計画というものがございます。これは、とりもなおさず、先日皆様 方から答申いただいた部分の介護保険事業計画という部分になるんですが、そこの規定ということになりまして、市町村は、基本指針――これは国が定めているところでございますが――基本指針に則して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画。これが市町村の介護保険事業計画ということなんですが、それを定めるものとするというふうに規定されております。

この介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとするとありまして、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における認知症対応型共同生活介護——これはグループホームですけれども——そういった施設その他のサービスの種類ごとの量の見込み、そして、各年度における地域支援事業——これは保険以外の部分での予防事業といったような事業のことを指しているんですが——地域支援事業の量の見込みに掲げる事項を定めていくというふうになっております。

その次に、第3項としまして、事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるとありまして、前項第1号というのは、そういった施設ごとの、あるいはサービス種類ごとの量の見込みのところで、利用定員総数であるとか、見込み量の確保のための方策、そして、各年度における費用の額の、そのための確保のための方策。それから、サービス種類ごとの量。それから、保険給付に要する費用の額、地域支援事業における費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計だとかといったようなものが定められるようにということで、事業計画の内容について規定しているという法令でございます。

こういったことを定めていく事業計画につきまして、市長からの諮問をさせていただき、皆様の介護保険運営協議会に諮問させていただきまして、答申を出していただくということになっております。

もう一度協議会規則のほうに戻ります。第2条としまして、運営協議会は市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査、審議するとありまして、介護保険法に規定する事業計画の策定及び評価に関すること。そして、介護サービスの提供、確保及びサービス水準に関すること。低所得者対策に関すること。それから、認定の適正化に関すること。地域包括支援センターの運営に関すること。地域密着型サービスの運営に関すること。前各号に掲げるもののほか、介護保険に関することとあります。

ここに出てくる地域包括支援センターといいますのは、国立市の高齢者支援課に設定されている組織でございまして、総合相談事業や予防活動等に取り組んでいる組織でございます。そして、地域密着型サービスといいますのは、先ほど少し申し上げました共同生活介護、グループホームといったような国立市民しか使えない国立市の事業ということになります。

そして、組織という、第5条に飛ばさせていただきます。運営協議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員をもって組織するとありまして、第1号被保険者2人、第2号被保険者2人、介護に関し学識または経験を有する者6人、居宅介護支援事業者または介護サービス提供事業者4人ということで、14名の委員から構成されております。今回、田村委員は第1号被保険者の代表の委員として委嘱させていただいております。また、先ほど会議の冒頭、会長から説明していただきました第2号被保険者――これは福住委員なんですが――福住委員は諸般の事情でこちらの運協の委員を辞任されるということになりまして、この福住委員の後任について現在、公募の手続きをしている最中でございます。

第2号として、委員の任期は3年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期

は、前任者の残任期間とする。ただし再任を妨げないということになります。これは文字どおりでございます。

そして、会長及び副会長につきましては、運営協議会に会長及び副会長をそれぞれ 1人置き、委員の互選によりこれを定める。会長は運営協議会を代表し、会務を総理す る。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときはその職務を 代理すると規定されています。

そして、運営協議会の会議は会長が招集するとあります。会長は会議を招集しようとするときは、3日前までに委員に通知しなければならないという規定もされております。そして、第8条として、会議は委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。この場合において、第5条1項1号及び2号に規定する委員の1人以上が出席していなければならないとあります。これは、第5条の1項1号及び2号とありますのは、裏返していただくとわかりますように、第1号被保険者と第2号被保険者ということになりますので、被保険者の方からの代表の方がそれぞれの第1号、第2号について1人以上が出席していなければならないという規定でございます。ですので、第1号被保険者が1人も出ていないとか、第2号被保険者が1人も出ていないといったような場合には会議を開くことができません。

そして、第2項として、会長は会議の議長となる。そして、会議の議事は、出席した 委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによるとあり ます。

そして、会議の公開というところで、第9条、会議は公開とする。ただし、別に定める場合は非公開とすることができる。第2項として、前項ただし書きに規定する事項その他の会議の公開に関する事項は、会長が運営協議会に諮ってこれを定めるとあります。 そして、庶務として、運営協議会の庶務は健康福祉部高齢者支援課において処理するとあります。

以上が国立市介護保険運営協議会規則の、当日配付させていただきましたこちらの規 則の説明でございます。

【林会長】

ありがとうございました。ここまでで何か質問のある方いらっしゃいませんか。よろしいですか

それでは、議事を進めまして、3の高齢者支援課事務局の体制について、事務局から 紹介していただきます。お願いします。

【馬場課長】

それでは、事前配付させていただきました資料ナンバー1-1、平成27年度高齢者支援課事務担当者名簿をごらんください。4月に人事異動がございまして、私ども高齢者支援課、そして、健康福祉部ともに相応の人数が異動で部署を変わっております。

まず、健康福祉部として、部長でございますが、前任の雨宮が政策経営部長に異動となりました。そして、その後任として、同じ健康福祉部の福祉総務課の課長をしておりました藤崎が健康福祉部長として昇任という形で、4月から健康福祉部長の任に就いております。

【藤崎部長】

藤崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【馬場課長】

そして、高齢者支援課の人事について報告させていただきます。高齢者支援課課長の 宮崎ですが、子育て支援課に異動となりました。後任につきましては、私、介護保険係 長を務めさせていただいておりました馬場が高齢者支援課長に拝任ということで着任させていただいております。

改めまして、今後ともよろしくお願い申し上げます。

そして、体制ということでは、異動はなかったんですけれども、地域包括ケア推進担 当課長、大川が今日、おりますので。

【大川課長】

また、よろしくお願いいたします。

【馬場課長】

同じく、異動はなかったんですが、課長補佐の葛原でございます。

【葛原課長補佐】

葛原でございます。よろしくお願いいたします。

【馬場課長】

そして、介護保険係について報告させていただきます。介護保険係、私が係長を3月いっぱいしておりましたが、私が異動になりましたので、後任として、同じ高齢者支援課内の、隣の係なんですが、高齢者支援係長をしておりました菅野が介護保険係長ということで異動しております。

【菅野係長】

菅野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【馬場課長】

介護保険係につきましては、そのほか、ここに出ている人間では、杉原正典という者が、以前介護保険係におりました城戸内が異動になった後、総務課から異動してきております。

【杉原主事】

杉原と申します。よろしくお願いいたします。

【馬場課長】

そして、もう1人、増員ということになるんですが、新人で黒川という者が4月から 着任しております。

【黒川主事】

黒川と申します。よろしくお願いいたします。

【馬場課長】

介護保険係につきましては以上でございます。

続きまして、高齢者支援係の事務を紹介させていただきます。高齢者支援係は前任の係長をやっておりました菅野が介護保険係長に異動になりましたので、新しく係長として西児童館から中嶋が着任しております。

【中嶋係長】

中嶋と申します。よろしくお願いいたします。

【馬場課長】

あと、地域包括支援センターになるんですが、異動がございまして、前任西村が異動になりまして塩崎が新たに着任しております。

【塩崎主事】

塩崎と申します。よろしくお願いいたします。

【馬場課長】

あと、地域包括支援センターでは、江口という職員が異動しておりまして、今日は来 ていないのですが、高橋あかねという者が新たに着任しております。 以上が担当者の異動とその事業の報告でございます。

次に、資料ナンバー1-2をごらんください。高齢者支援課の事務分掌でございます。高齢者支援課は、介護保険係、そして、高齢者支援係、そして、地域包括支援センターの3つの組織から構成されております。

介護保険係につきましては、この①番から⑭番にありますとおり、介護保険の報酬の支払い。これは実際にサービス提供をした事業所への支払いということです。それから、保険給付に関すること。これは保険給付自体のルールの確認であるとかといったような部分でございます。そして、保険料の賦課、徴収、減免及び還付に関すること。これも書いてありますとおり、保険料につきまして、賦課額を算定したりといったような事務でございます。そして、高額介護サービス費の支給に関すること。これは保険給付の中でも現物支給といわれる、サービスの提供ではなくて、自己負担額の一定額を超えた部分についての現金による支給の部分でございます。それから、指定事業者に関すること。これは介護保険の事業を行うに当たって指定が出ている事業者に関する部分の事務でございます。そして、基準該当事業者に関すること。これも内容としては、5番の指定事業者とほぼ同一でございます。

7番として、介護保険事業計画に関すること。そして、8番として、この会合です、介護保険運営協議会に関すること。そして、9番として、介護保険の統計及び報告に関すること。そして、10番として、介護保険特別会計の予算及び決算に関すること。介護保険の取り扱いは、一般の税金の取り扱いをしております一般会計と切り離して特別会計という扱いで事務が動くようになっております。そして、介護保険被保険者の資格取得及び資格喪失に関すること。これは転入してきて介護保険の資格を取ったり、65歳になって資格を取ったり。あるいは転出して介護保険の資格はなくなってしまったりといったような事務手続きに関するものでございます。そして、介護認定を受けるというふうな必要になってくるんですが、その認定に関することということでございます。そして、介護認定審査会に関すること。これは認定申請に応じて、申請をした被保険者の方が介護度が幾つに相当するのかという認定を行う審査会ということでございます。そして、課内の庶務及び調整に関することとなっております。

そして、高齢者支援係は、老人福祉法に基づく個別援護の経理及び統計に関すること。こちらは介護保険法ではない部分の、いわゆる一般会計といわれている税金を財源とする事業というところに基づく経理や統計ということでございます。高齢者在宅福祉事業に関すること。そして、デイホーム事業に関すること。そして、高齢者在宅サービスセンターの運営に関すること。そして、老人クラブに関することとありまして、これは最初の1番と深く関係してはいるんですけれども、個別の介護保険法によらない高齢者向けの福祉事業というふうにお考えください。そして、その他高齢者福祉に関することとあります。

次に、地域包括支援センター。地域包括ケア体制構築に関すること。これは介護保険のみならず、医療や一般福祉政策といったものを組み合わせて高齢者を支えていく体制ということが地域包括ケアの体制、いわゆる地域包括ケアシステムと呼ばれるんですが、そこの部分の構築に関すること。そして、高齢者の総合相談、実態把握に関すること。そして、高齢者の医療介護の連携及び在宅療養の相談に関すること。そして、高齢者の権利擁護及び虐待に関すること。そして、介護支援専門員――これはケアマネージャーと呼ばれる職種の方ですが――介護支援専門員への支援に関すること。そして、介護保険要支援認定者への予防給付に関すること。介護保険に認定には要支援と要介護という

種類があるんですけれども、比較的状態のいい方が要支援ということになりますが、その要支援の認定を受けた際にはケアマネージャーの事業所ではなくて、地域包括支援センターがその保険の利用についてプランをつくっていくということになるということでございます。7番として、高齢者の介護予防に関すること。これは寝たきり防止のために予防事業を行っていくという、そこの部分でございます。8番として、老人福祉法に基づく個別援護に関することとあります。

以上が高齢者支援課の事務につきましての説明でございます。 ありがとうございました。

【林会長】

ありがとうございました。資料ナンバー1-1と1-2について何かご質問等ありましたらお願いします。

ちょっと私から。葛原さんが課長補佐で、その下に括弧して長い肩書きがついている んですが、これは何なんですか、事務取扱というのは。

【葛原課長補佐】

私のほうが高齢者支援課長補佐と地域包括ケア・在宅療養推進担当係長事務取扱ということになっているんですが、今、国立市のほうは地域包括ケアシステムを構築していくということと、在宅療養を推進していくという大きな柱を持ってやっているということで、私がその全般的なところをまとめるという事務をお引き受けするというところで、平成25年度から兼務の任務を受けております。

私は、今、言った係の中では、主に地域包括支援センターの中の業務の中の地域包括 ケア体制の構築、それと③の高齢者の医療介護の連携及び在宅療養の相談に関すること。 ここの部分が大きな業務のところに位置しているということです。

【事務局】

ちょっと補足させていただきます。事務取扱という言い方自体は、行政的で申しわけないですが、兼任という、簡単に言うと兼ねるという意味がございます。ですので、もともと地域包括ケア・在宅療養推進担当の係長をしていた葛原が、高齢者支援課長補佐になった時点で、その前任の係長職も兼ねて事務を行うというようなことでこういうような、紛らわしいといいますか、言い方になっておりますが、そういう意味でございます。

【林会長】

ありがとうございます。よくわかりました。葛原さんの仕事が増えたわけではないで すね。係長プラス課長補佐ということで。わかりました。

何かございますか。

なければ、次の議題に進みます。 4 が、第 6 期介護保険事業計画についてであります。第 6 期介護保険事業計画につきまして、第 2 4 回、これは前期ということです、第 5 期のということだと思いますが、第 2 4 回介護保険運営協議会で答申案を決定し、提出しましたが、その後、2 月 1 1 日、市長説明により内容に変更がございました。当日は委員立ち会いのもとに行われましたが、そのとき出席されていない委員もいらっしゃいますので、その市長説明の報告を事務局よりお願いいたします。

【事務局】

まず、配付させていただいております資料ナンバーの2-1をごらんください。こちらは、今現在、作成といいますか、印刷をこれからするところなんですが、事業計画の計画書のうちの保険料について記載させていただいた部分でございます。通常、皆様方に保険料の設定について資料提供させていただいているときの一番標準になっているの

が、この資料では第5段階と書かれている年額6万7,800円という数値なんでございますけれども、これが今現在、条例上設定されている標準の年額の保険料でございます。

ただ、先ほど会長からもおっしゃっていただいたんですが、全員の方が来ていただいていたわけではございませんでしたので、改めてこちらの5,650円で、準備基金の取り崩しを8,000万円行うという形で計画を作成させていただいたということを報告させていただきたく、今回、この資料を別途説明させていただいております。

以上でございます。

【林会長】

ありがとうございました。この保険料につきまして、何かご質問等ありましたらお願いいたします。では、このように計画のほうは決定しているものでありますが、この間、運営協議会が開かれていた、2月11日の市長説明というのを出席できなかった委員もいらっしゃったということで、今、ご説明いただきました。

特にございませんか。

それでは、議題としましては、ほぼ終わっておりますが、5のその他で事務局からご ざいますか。

【事務局】

その他といたしまして、本日、当日配付で机上に配付させていただきました平成27年4月分新総合事業利用内容内訳について説明させていただきたいと思います。こちらの新総合事業でございますが、介護保険法が改正され、平成27年4月以降、29年度までの3カ年間で市町村が順次、市町村の判断で開始していくということで規定されている事業でございます。国立市は、こちらの新総合事業につきまして、いち早く、全国の先陣を切って27年4月から取り組むということにさせていただいております。そして、実際にスタートしたということでございまして、まず、その最初の1カ月目の利用状況について報告させていただきます。

こちらは実際の利用人数ではなくて延べ人数で集計をとっておるんですが、延べ人数で16人の方がこちらの新総合事業によるサービスを利用していただいております。延べということで、実際の人数としては15人の方が新総合事業を利用されているということでございます。

そして、今回、その延べの16人の方に利用していただいた新総合事業に当たる部分なんですが、通所型(現行相当)、これは従来の要支援の方に提供されていた保険給付

によるデイサービス、こちらを新たな枠組みとしては地域支援事業の中の一環としての新総合事業で提供させていただくといった形をとっております。ただし、括弧書きで現行相当とありますとおり、現行は保険による要支援の方へのデイサービスと内容的には一緒というふうになっております。それを利用されている方が延べで7人の方。そして、通所型のほかは、今回新総合事業で実績が出ているのは訪問型ということなんですが、訪問型につきましては、従来の要支援の方が利用されていた訪問介護、ヘルパー事業所さんからのヘルバーの派遣という事業になります。こちらにつきましては、括弧書きで現行相当とあります介護保険を利用してのヘルパーの訪問というのと同じものがお一人いらっしゃいます。そして、訪問型(緩和)、こちらは8人いらっしゃるということで、こちらの緩和といいますのは、従来は訪問介護事業所からの訪問介護の資格のある方に入ってきていただいているわけですけれども、従来のやり方と方向を変えて、より簡便な形のサービスで必要な部分だけをやっていただくという形にしたものでございまして、こちらのサービスの利用者が、延べ人数16名のうちの8名ということで、50%を占めているということになっております。

トータルで15人、延べで16名ということなんですが、要支援の認定者の数はおよそ800名近くおりまして、この人数に対して非常に少ない数字となっております。ただし、これは認定有効期間が切れた方から順次新総合事業の利用に移行するということですので、4月の時点で要支援の認定有効期間が前年度から続いていらっしゃる方はそのまま保険給付による要支援の方の訪問介護、要支援の方のデイサービスを使っていただいているということで、4月から新たに認定移行期間が始まった方のみの数値となっておりますので、1カ月間での利用が15、延べにして16人の方という形で非常に人数が少なくなっております。これから順次、5月から始まる人、6月から始まる人というふうにだんだん増えていくのかというふうにイメージしていただければと思います。まずは資料のほうは以上でございます。

【林会長】

ありがとうございました。その他の議題で、新総合事業の現状について説明していた だきました。何か質問ございましたら。川田委員。

【川田(キ)委員】

新総合事業に入るに当たって、私は何度か質問して、地域の皆さんにきちんと説明してくださいとお願いして、3回やりましたよね。北と南と市役所で。それはどういう状況だったのか。何人ぐらい参加して、どんな意見が出たのかとか全然見えていないのと。それはきちんとやるという約束で始まったことなので、その辺はどうだったのかということと、あと、この4月で暫時認定切れの人はこの事業に移っていったんだけれども、訪問の現行相当1人が残っているんですが、このサービスは、最初から出ていたのは入浴の見守りとか認知症の方の買い物同行、そういう話だったので、その辺ちょっと聞きたいのと、あと、この新総合事業にA1、A2、Bのそういうところにどのくらいの事業者が参入しようと。アンケートとりましたよね。その結果などももしもあれば資料としていただきたいと思います。全体を、今の状況をちょっとつかみたいというふうに思っていますので、お願いします。

【林会長】

ありがとうございます。事務局、お願いします。

【事務局】

説明会のほうは、確かに実施させていただきまして、済みません、参加人数の方とか、 細かい数字は今、手元に持ってきておりませんで、また確認させていただいて、次回の 運協までには資料を提供させていただきたいと思います。いただいた意見といたしましては、新総合事業というものに当たって、我々は有償ボランティア等によるサービス提供主体等も模索していきたいということで、事業の内容の説明をさせていただいたんですが、それにつきまして、中にはボランティアというプロではない方からのサービス提供を受けたくないといったような厳しい意見もございましたし、自己負担額が減るのであれば、いいことなのではないかといったようなご意見も頂戴いたしましたし、いろいろな意見は頂戴しております。また、専門的な境を超えた場合の利用はどうなるんですかといったような非常に鋭い質問もいただきまして、なかなかこちらも返答に窮するような場面もあったんですけれども、そういった意見等もいただいております。

また、A1、A2とかBということなんですが、これは当初の私どもの資料でA1、A2という言い方をしていたのは、点数の差がある部分だと思うんですけれども、一応、現行の要介護をもとにした、当時A1といっていたもの、1回当たり訪問回数に対する点数を225点と相当して900点ということでご案内させていただいたものは非常に多くの事業所さんが参加していただけるということでございまして、A2のほうも、2030事業所さんは手挙げはしていただいております。ただし、これにつきましては、市が研修内容をまだ完全にはできておりませんでして、実際に取り組んでいただいている資格のない方でお願いしているというところは今のところ実績はないということになるんですが、介護保険の認定を受けていない方に対する生活支援サービスを受けているしゃった方にはこのA2と呼ばれていたもので対応していただくというようなところを、従来単価と同じという形になると思いますので、そこのところでの移行というのをお願いしているという方が数名いらっしゃいます。

それと、あと1つ、訪問型サービスの現行相当の方というのはどういった方だったのかということなんですが。

【事務局】

ただお一人しか給付管理では現行相当の訪問のサービスは利用されていないんですけれども、こちらの方は、身体介護が必要だという判定を地域包括支援センターと保険者のほうで、介護保険係のほうで一旦帳票に情報を落としまして、この方はどういう状況でどういう生活をされているのかというようなことを洗った上で判定させていただいて、現行相当が妥当だろうという判断をしたという方です。具体的には、脊柱管狭窄症で強度の円背がありまして、ご自分でシルバーカーだけだと、かなりの無理な姿勢になってしまって、状態像が悪化してしまう懸念もあるというようなこともございました。ただし通院はご自分で行きたいという強い意思がございましたので、そのときにヘルパーが同行しまして、もちろん車いすの介助が入るわけですが、そういった意味で身体介護が必要だという判断をこの方の場合はさせていただきました。

以上です。

【新田委員】

今の事務局の馬場さんの説明を僕は後ろ向きでどうしようもないなと思って聞いていたんですが、新総合事業というのは始まったわけですね。基本的に始まった以上、この数字から何を見るかというと、全然できていないなという。むしろそこを見るべきだという感じがした。この基本は何かというと、介護事業者がどうのこうのという話の前に、基本的に要支援1、2の人を徹底して介護予防、予防という概念を持たなければいけないという。そこが説明できていないといえば説明できていないんです。

そこがとても重要な話で、その前に、前回からの介護保険で話したことは、かなりの データを事務局は出したはずです。この要支援1、2に対して、掃除、洗濯、炊事でそ こで不必要な人が九十何%というのを出したわけじゃないですか。不必要な人が出たにもかかわらず、現在継続してそのサービスが行われているというほうが問題なんです。 それにかわるサービスは事業者ではなくて、我々が、やはり市民のボランティアも含めて、やはりきちんと提案、提起していない。あるいはそうした人が出ていないという現状を、やはりこれは憂うべき問題なんです。

そうしないと、この国立は、多摩で稲城と唯一国立の2つが始めたんだけれども、これでは恥ずかしくて外に出せない。何やっているんですかという話です。だから、今の川田さんの後ろ向きの意見ではなくて、これはどうするんだということをみんなで考える。そちらのほうが大切だと思う。

その意味では、私は馬場さんの説明は全くなっていないと思って聞いています。前向きの検討でやはりきちんと地域の、こんなのは地域づくりですよ。それをやっていく必要がある。それがやはり新総合事業、総合支援事業ですよね。それができていないということが大きな反省だろうと思います。

【林会長】

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、その他の議題は事務局からございますか。

【事務局】

済みません。その他ということではなく、次回の日程ということで、次回、6月は26日の金曜日を予定しております。開催時刻等、詳細はまた連絡させていただきたいんですが、ちょっと会場の都合で若干、5分、10分ぐらい開始時刻がおくれるかもしれないです。ただ、6月26日ということで皆様の、通常であれば、第3金曜日ということなんですけれども、ちょっと申しわけございません、26日の金曜日で日程を頂戴とできればと思っております。よろしくお願いいたします。

【林会長】

場所、会場はまだ決まっていないんですか。

【事務局】

会場としては、今、総合体育館の会議室を予定しているんですが、直前まで、6時から7時まで市役所の別の部署なんですが、予約が入っておりまして、終わるのがおそらく7時だろうというふうに言われていますので、7時に終わって、そこから机を並べ直してというふうになってしまうので、まことに申しわけないんですけれども、7時定刻でスタートが難しいかもしれないということでございます。

【林会長】

そういうのは初めてですね。わかりました。

それでは、次回、場所は体育館で6月26日ということですが、始まる時間については、極力7時。おくれるのはおくれるで連絡が事前にあれば、それに合わせて皆さんということになると思いますので、その場に行って待っていてもあれですので、でも、待ったとしても5分か10分ということですかね。大丈夫だと思います。

ほかに何か委員の皆様からございませんか。よろしいですか。

それでは、これで今日の運協は終わりたいと思います。どうもお疲れさまでした。

-終了-(19:53)